

秋田県公報

目 次

規 則

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(三二・生活衛生課).....1
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(三二・自然保護課).....1

告 示

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止(一八七・福祉政策課).....1
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(一八八・福祉政策課).....2
- 基本測量実施の通知(一八九・建設管理課).....2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(一九〇・都市計画課).....2
- 公 告
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター).....3
- 県営土地改良事業工事の完了(山本地域振興局農林部).....3
- 土地改良区の役員及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....4
- 土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部).....4
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(七四).....4
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(七五).....4

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規則」を「省令」に改める。
第五条及び第六条中「規則」を「省令」に改める。
様式第一号中「正」を「正色」に、「漏」を「漏色」に改める。

様式第二号の備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。
様式第三号の備考中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六十一条第四項」の下に「(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三十四号)第九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

様式第一号(表中「第61条第4項」)の次に「(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第4項)」を加える。

様式第十三号(中「個人番号」)を「対象鳥獣捕獲員」に、「放鳥銃猟区」を「放鳥銃猟区」に改め、同様式(裏中

(6) 職業

(6) 職業及び職業分類

(7) その他

(7) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員で対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載

□対象鳥獣捕獲員 対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名

(8) その他

ある場合は□に印を付し、さらにしてください。) にか、 「(6)は、」の次に「職業を記載し、さらに」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西目調剤薬局	有限会社エース・コーポレーション 代表取締役	由利本荘市西目町沼田字新道下二一九二二	平成二十年五月六日

秋田県告示第百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項にお

てその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の

二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年四月十七日 秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
さはら歯科クリニック	佐原 健 司	由利本荘市中梵天百番地一	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成二十一年二月二十八日
ネクスアさひが丘調剤薬局	クオール株式会社 代表取締役	横手市赤坂字大沼下四十一一	調剤薬局	平成二十一年二月二十三日
池田薬局 横手店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	横手市条里一丁目十五番二十六号	調剤薬局	平成二十一年三月一日
調剤薬局ツルハドラッグ若竹町店	株式会社 ツルハ 代表取締役社長	大仙市若竹町三十三一十一	調剤薬局	平成二十一年三月三日
西目調剤薬局	有限会社エース・コーポレーション 代表取締役	由利本荘市西目町沼田字新道下二番地九十	調剤薬局	平成二十一年三月三日
ネクスア薬局 湯沢店	クオール株式会社 代表取締役	湯沢市字中野百八十一五	調剤薬局	平成二十一年三月二十五日
ネクスア薬局 うごまち店	クオール株式会社 代表取締役	雄勝郡羽後町字稲荷九十四一	調剤薬局	平成二十一年三月二十五日

秋田県告示第百八十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

基本測量（基盤地図情報整備作業）

- 二 作業を行う地域
横手市、湯沢市、大仙市
- 三 作業を行う期間
平成二十一年五月十一日から平成二十二年三月二十六日まで

秋田県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺田典城

公 告

一 縦覧に供すべき図書
横手都市計画道路(三・四・六号八幡根岸線及び三・五・八号城山線)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
秋田県大気汚染常時監視テレメータシステム 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
 - (三) 納入期限
平成二十一年九月三十日(水)
 - (四) 納入場所
県の別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
 - (一)(2)の資格に係る申請
 - (一)(2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希

望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成二十一年五月十四日(木)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇一〇九五 秋田市山王四丁目一番二号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一二七四三)

(二) 調達システム

(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=iniDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年四月十七日(金)から同年五月二十六日(火)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成二十一年四月十七日(金)から同年五月二十六日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十一年五月二十八日(木)午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十二条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(三) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased:
Air Pollution Monitoring System of Akita Prefecture

2 Time-limit of tender: 1:30 P.M. 28 May. 2009

3 Contact point for the notice: General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL 018-860-2743

県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年四月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業(旭沢地区ため池等整備事業)
完了年月日 平成二十一年三月十九日
- 二 県営土地改良事業(鯉川地区担い手育成基盤整備事業(区画整理型))
完了年月日 平成二十一年一月三十日

